新	旧	備考
貿易代金貸付(貸付金債権等)保険約款	貿易代金貸付(貸付金債権等)保険約款	
平成29年4月1日 17 - 制度 - 00002	平成29年4月1日 17 - 制度 - 00002	
沿革 (略)	沿革 (略)	
令和4年6月17日 一部改正 		
(定義) 第2条 この約款における以下の用語の定義は、次の各号に定めると	(定義) 第2条 この約款における以下の田語の定義け、次の冬号に定めると	
ころによる。	ころによる。	
一~二 (略)	一~二 (略)	
三 「貿易代金貸付金債権等」とは、この証券記載の以下のいずれ	三 「貿易代金貸付金債権等」とは、この証券記載の以下のいずれ	
かに該当するものをいう。	かに該当するものをいう。	
イ 国際機関、外国政府等、外国法人又は外国人に対する貿易代		
金の支払に充てられる資金に充てられる貸付金に係る債権	充てられる資金に充てられる貸付金に <u>かか</u> る債権	
ロイに規定する資金を調達するために発行される国際機関、外		
国政府等又は外国法人の公債、社債その他これらに準ずる債券 四~九(略)	は外国法人の公債、社債その他これらに準ずる債券 四〜九(略)	
Pul· マノロ (呼ば)	V ^{III · · · · · · · · · · · · · · · · · ·}	
M 則		
この改正は、令和4年7月1日から実施する。		